

高市コ第639号

平成30年3月20日

高槻市所管特定非営利活動法人 様

高槻市 市民生活部 コミュニティ推進室長

(公印省略)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号平成28年6月7日公布)の一部の施行に伴う特定非営利活動法人の定款変更等について(通知)

平素より、本市の市民公益活動の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)において、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)に対して貸借対照表の公告義務が新たに規定されました(改正法第28条の2 ※参考1)。また、同条第1項では、NPO法人は、同項に規定される貸借対照表の公告方法を選択し、定款において明らかにしなければならない旨規定されています。

現在、NPO法人の公告方法につきましては、「法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と定款に規定されている事例が多いものと思われまます。このため、定款を変更しない場合、貸借対照表の公告についても現行の定款に記載されている方法で行う必要がありますが、貸借対照表の公告を現行定款の公告方法と別にすることは可能であり、その場合、高槻市へ定款の変更届出(※参考2)を行う必要があります。

つきましては、別紙にて、現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の定款への記載例をお示ししますので、定款変更をご検討される際の参考にしてください。

なお、貸借対照表の公告に係る規定の施行日は、平成30年10月1日からとなります。それまでは、従前どおり「資産の総額」の登記が必要であり、施行日以前に作成した貸借対照表で直近のもの(特定貸借対照表)についても公告が必要になります。詳しくは、別紙資料をご覧ください。

また、本件以外に別紙のとおり事業報告書等及び役員変更届提出に関する資料を同封させていただきます。事業報告書等につきましては、毎年度事業年度終了後3ヵ月以内の提出が必要であるとともに、役員変更届につきましても、役員の変更がなくても2年ごとの提出が必要となりますので提出をお願いいたします。

【問い合わせ先】

高槻市 市民生活部 コミュニティ推進室
〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 市総合センター8階
TEL 072-674-7462
FAX 072-674-7781

(※参考 1) 改正法第 28 条の 2 抜粋

第 28 条の 2 (貸借対照表の公告)

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告 (電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。以下この条において同じ。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

(※参考 2) 定款の変更届出にかかる必要書類

	書類の名称	ページ※	部数
1	定款変更届出書 (様式第 6 号 (第 6 条関係))	109	1部
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (コピー)	96	1部
3	変更後の定款	97	2部

※高槻市「特定非営利活動法人 (NPO 法人) 設立・運営の手引き」の該当ページ

高槻市「特定非営利活動法人 (NPO 法人) 設立・運営の手引き」及び届出書の様式等は、市のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。